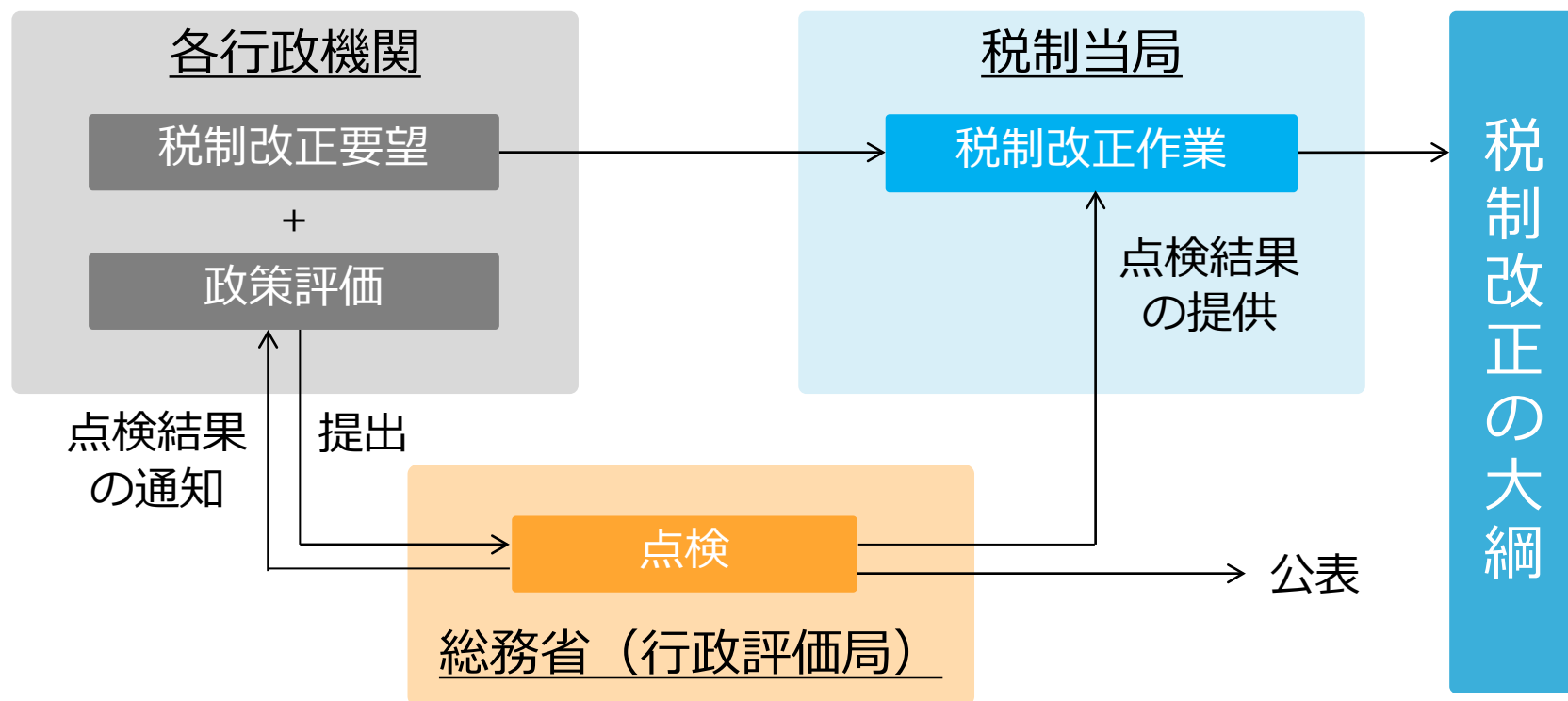


租税特別措置等に係る政策評価の点検結果 (令和7年度)

令和7年11月
総務省行政評価局

租税特別措置等に係る政策評価と総務省による点検

- 租税特別措置等に係る政策評価は、税制改正作業に有用な情報を提供するとともに、国民への説明責任を果たすため、各行政機関自らが実施
- 総務省は、政策評価書において十分な分析・説明がなされているかという観点から点検を行い、各行政機関及び税制当局に結果を通知・提供



(参考) 租税特別措置等に係る政策評価の義務付け対象は、法人税（国税）、法人住民税・法人事業税（地方税）関係の措置のうち、税負担を軽減・繰延べするもの

点検結果の概要

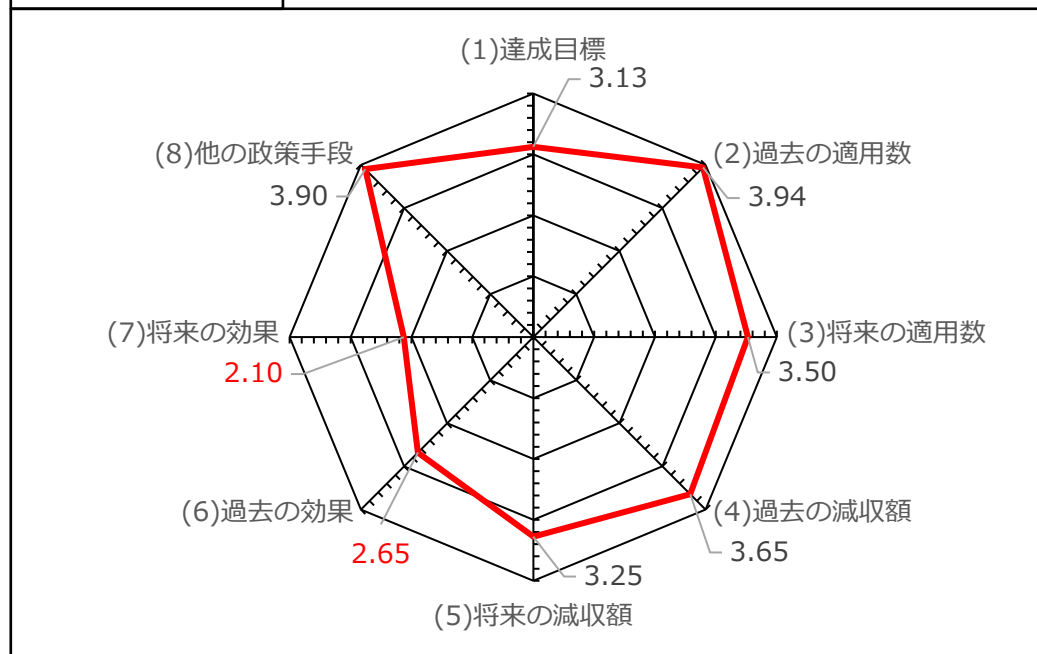
- 令和8年度税制改正要望に係る40件の政策評価書を対象に、十分な分析・説明がなされているかという観点から点検を実施

<40件の内訳>

内閣府7件、金融庁3件、総務省1件、文部科学省1件、厚生労働省3件、農林水産省3件、経済産業省11件、国土交通省10件、防衛省1件

- その結果、「過去の効果」や「将来の効果」を中心に、不十分なものが一定数みられる状況

分析・説明状況



※ 点検の観点ごとにA～Eの5段階で評定を付与し、これらの評定を4～0に点数化して平均点を算出したもの

<点検の観点>

- (1) 達成目標：当該措置により達成しようとする目標が具体的に設定されているか
- (2)(3) 過去・将来の適用数：当該措置の適用数の実績及び見込みが具体的に把握・予測されているか
- (4)(5) 過去・将来の減収額：当該措置による当該措置の導入による税収への影響を把握しているか
- (6)(7) 過去・将来の効果：あらかじめ設定した達成目標の実現状況（効果）が具体的に把握・予測されているか
- (8) 他の政策手段：当該措置によるべき理由が他の政策手段との比較を踏まえて具体的に明らかにされているか

《経産07》カーボンニュートラルに向けた投資促進税制（生産工程効率化等設備を取得した場合の特別償却又は税額控除）の延長等（法人税、法人住民税、法人事業税）

措置の内容：産業競争力強化法の計画認定制度に基づく生産工程等の脱炭素化と付加価値向上を両立する設備の導入に対して、最大10%の税額控除（中小企業者の場合は最大14%）又は50%の特別償却を措置

達成目標を達成すべき時期や水準が定量的に示されていない。

達成目標（民間企業による脱炭素化投資の加速）に対して、その実現状況が示されていない。

前回の政策評価書と比較すると、将来の適用数等が予測されるなど一定の改善もみられる。

達成目標

生産工程等の脱炭素化と付加価値向上を両立する設備の導入に対して租税特別措置を講じ、**民間企業による脱炭素化投資を加速させていく。**

効果（達成目標の実現状況）

2023年度の我が国の温室効果ガス排出・吸収量は、約10億1,700万トンとなり、2022年度比で4.2%（約4,490万トン）の減少、2013年度比では27.1%（約3億7,810万トン）の減少。過去最低値を記録し、2050年カーボンニュートラルの実現に向けた減少傾向を継続

適用数、減収額の推移

年度	(今回) 適用数	(今回) 減収額 (法人税)	(前回) 適用数・減収額 (法人税)
令和4	53件	48億円	集計中
令和5	86件	102.1億円	調整中のため、具体的な数字を定めることが困難
令和6	5件	0.3億円	
令和7	6件	27億円	
令和8	7件	27.7億円	
令和9	7件	27.7億円	

具体的な達成目標が示されておらず、その効果も把握されていないため、本特例措置が達成目標の実現に有効な手段であるのか明らかでない。

要望期間の期限末の目標が設定されておらず、効果の説明も不十分な評価書

《内閣03》 国家戦略特区における特別償却又は税額控除の延長（法人税、法人住民税、法人事業税）

措置の内容：国家戦略特区の特定事業の実施主体として認定区域計画に定められた者が、国家戦略特区内において機械等を取得した場合に特別償却（最大45%）又は税額控除（最大14%）ができる措置

《内閣05》 国際戦略総合特区における特別償却又は税額控除の延長（法人税、法人住民税、法人事業税）

措置の内容：国際戦略総合特区内で、指定法人が認定国際戦略総合特区計画に定められた事業を行うために、設備等を取得してその事業の用に供した場合に、特別償却（最大30%）又は税額控除（最大8%）ができる制度

達成目標

各特区が定めている区域目標をそのまま引用したため、本特例措置の期限末の目標（令和9年度の目標）が設定されていない。

達成目標

（京都府）
スタートアップ・エコシステム形成を通じたスタートアップ企業設立数（累計）
実績：H27～R1年度：83件
目標：R5～**R8年度**：133件

（京浜臨海部ライフイノベーション国際戦略総合特区）
評価指標：特区事業の実施によるライフイノベーション分野における経済効果
数値目標：特区関連事業の進出企業及び機関数
R4～**R8年度** 累計：50件

効果（達成目標の実現状況）

年度	スタートアップ・エコシステム形成を通じたスタートアップ企業設立数（累計）			適用事業数
	目標値	実績値	適用事業数	
R4	33件	52件	0件	開発中
R5	66件	100件	0件	
R6	100件	122件	0件	
R7	—	—	—	
R8	—	—	—	製品化された場合 1以上の効果
R9	—	—	—	

達成目標に沿った将来の効果が予測されていない。

効果（達成目標の実現状況）

年度	累計の進出企業及び機関数			うち税制適用事業者分
	目標値	実績値	うち税制適用事業者分	
R4	6件	8件	0	将来の効果が予測されていない。
R5	8件	8件	0	
R6	12件	12件	0	
R7	12件	—	—	
R8	12件	—	—	

将来の達成目標の実現見込みや適用数が予測されていないため、本特例措置が達成目標の実現にどの程度寄与するのか明らかでない。